

保護者の皆さんへ

令和5年度 就学援助制度についてのお知らせ

1 就学援助制度とは

生活保護を受けている方に準じる程度に困窮されており、お子さんが姫路市立の小・中・義務教育学校に就学されるにあたり、経済的な援助を必要とされる方に、下記3の就学援助費を支給する制度です（学校の集金をすべて免除するものではありません）。就学援助費は、原則、学校を通して支給しますので、支給の時期及び方法については各学校へお問い合わせください。

なお、就学援助を希望される場合は、毎年度申請していただく必要があります。（入学前支給の認定を受けている方も申請が必要です）

2 認定基準

- (1) 生活保護費の支給が廃止された場合
- (2) 令和4年中の家族全員の総所得が次の認定基準額以下の場合等

家族数	認定基準額(総所得)
2人	184万円
3人	220万円
4人	258万円
5人以上	1人増すごとに 38万円増

※総所得とは・・・

◆自営業の方

売上げから必要経費を控除した額

◆給与収入がある方

給与所得控除後の金額

※家族数は、生計を同一にする方全員の人数です。同一の家屋に居住している場合は生計同一とみなします。

3 就学援助の内容（費目・金額は予定です。申請が遅れると支給できない費目もあります）

費目	支給額	
	小学校（義務教育学校は前期課程）	中学校（義務教育学校は後期課程）
学用品費等	年額 13,860円（月額 1,155円）	年額 24,960円（月額 2,080円）
校外活動費	交通費、宿泊料、見学料の実費 宿泊を伴う場合（限度額 3,690円） 宿泊を伴わない場合（限度額 1,600円）	交通費、宿泊料、見学料の実費 宿泊を伴う場合（限度額 6,210円） 宿泊を伴わない場合（限度額 2,310円）
新入学児童生徒学用品費等	新1年生のみ 54,060円	新1年生（義務教育学校7年生）のみ 63,000円
修学旅行費	6年生のみ 実費（限度額 22,690円）	3年生（義務教育学校9年生）のみ 実費（限度額 60,910円）
給食費	実費（学校給食利用者に限る）	
学校病の治療費	医療費のうち自己負担分（準要保護者はいかなる場合も3割分） ※裏面8参照	
体育実技用具費		実費（限度額 7,650円）

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けている方は、増額分を後日支給します。

令和6年度 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和6年2月時点の認定者のうち、翌年度に姫路市立の中学校（養護学校を除く）へ入学予定の6年生に対し、「令和6年度新入学児童生徒学用品費の入学前支給」として、令和6年3月に63,000円（予定）が小学校より支給されます。

ただし、「姫路市外へ転出予定の方」及び「姫路市立以外の中学校等へ入学予定の方」は支給対象外となりますので、小学校へ辞退する旨を申し出てください。

4 申請先 各学校（申請書は各学校にあります）。

兄弟姉妹が同じ小学校、中学校に通学している場合は、1枚で申請してください。
兄弟姉妹が別々の小学校と中学校に通学されている場合は、それぞれの学校に申請が必要です。
(義務教育学校の前期課程と後期課程に通学の場合も、それぞれ申請が必要です。)

5 提出期限

各学校で当初申請の提出期限が4月中旬に設けられていますのでご確認ください。
認定の場合は、基本的に年度当初からの認定になります。

6 認定結果

6月中旬以降に、学校を通じてお知らせします。

7 当初申請の提出期限以降でも、随時申請することができます。

認定の場合は、申請書を学校に提出された日が認定日となり、認定結果は、随時学校を通じてお知らせします。支給対象となる費目は、認定日以降の経費に限られます。

8 学校病の治療費について

- ・ 学校での健康診断で学校病との診断を受け、治療の指示を受けたものについて、その治療費を支給します。
- ・ 学校病とは、トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯（虫歯）をいいます。なお、アレルギー性のものは対象外です。
- ・ 学校での健康診断実施時に要保護・準要保護の資格があり、学校での健康診断で学校病との診断を受け治療を指示された場合に限り、申し出（別途個人番号提供書が必要）に基づき学校病医療券を交付します。この学校病医療券を用いて治療を受けた場合、治療費が無料になります。
- ・ 学校病医療券の交付は7月中旬です。治療が完了若しくは治療を中止した場合、以後は学校病医療券の追加交付はしません。また、学校検診実施以後の年度途中で学校病に罹患した場合は、学校病医療券の交付対象とはなりません。
- ・ 福祉医療費助成制度（母子家庭・乳幼児等医療費助成・こども医療費助成など）との併用はできません。
- ・ 健康診断実施日以降学校病医療券の交付を受けるまでに学校から指示を受けた学校病を治療した場合は治療費の支払いが必要ですが、医療機関が発行した領収証を保管しておいてください。領収証がある場合のみ、申請に基づき後日還付します。ただし、医療機関への支払いの際に福祉医療費助成制度を利用された場合は還付できませんのでご注意ください。

9 その他

- ・ 生活保護受給中は教育扶助費として含まれて支給されますので、就学援助の申請をしていただく必要はありません。（生活援護室までご相談ください。）
- ・ 認定結果をお知らせする前に学校で必要となった費目（給食費など）については、あらかじめご負担いただき、認定結果が出てから順次払い戻し・精算することになります。払い戻し・精算については学校からお知らせします。
- ・ 令和4年中の所得は表面2(2)の認定基準額を超える場合でも、児童生徒が属する世帯の保護者等が令和5年中に失業又は廃業によって無職の状態になった場合において、その者の令和5年中の所得見込額と他の世帯構成員の令和4年中の所得を合算した金額が認定基準額以下の場合、認定を受けることができます場合があります。
- ・ 申請後、世帯の構成に異動があった場合（結婚や離婚、転居など）は、新たな世帯構成で再審査しますので、速やかに学校にお知らせください。
※異動の連絡がなかった場合、すでに支給を受けた援助費について、さかのぼって返還していただくことがあります。

制度に関するお問い合わせ：姫路市教育委員会
電話079-221-2762

ホームページ：<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003683.html>
(就学援助申請書も掲載しています。)